

令和6年度 玉野市奨学生募集要項

必ず返還が伴います。

申請の前に、返還についてもご家族でよく話し合いの上、申請してください。

1 奨学資金とは

学校教育法に基づく高等学校、高等専門学校、大学、市内の専修学校、に在学する者に奨学金を貸し付け、将来社会に貢献しうる有為な人材を育成するものです。

2 奨学生の資格

●経済的理由により、修学が困難な者 かつ ①～③に該当する者

①品行方正、学業成績優秀で成業の見込みのある者

②心身ともに健全であって成業の見込みのある者

③保護者（連帯保証人）が玉野市民である者

3 選考基準（ご確認の上、申請してください）

（1）家計についての選考基準

世帯あたりの給与収入又は給与以外の所得金額が、令和6年度の独立行政法人日本学生支援機構が実施する第1種奨学金（貸与・無利子・在学採用）の各校種における家計基準の上限額以下であること。

なお、高校生については、高等専門学校の上限額を適用します。

（2）学業についての選考基準

各科目5段階評価の平均3.0以上であること

4 奨学金の貸付額（月額）

大 学	30,000円	高等専門学校（1年～3年）	20,000円
		〃（4年～5年）	30,000円
市内の専修学校	30,000円	高等学校	20,000円

※いずれも無利子です。

5 貸付期間

正規の修学期間

6 申請手続き

(1) 申請期間

令和6年4月1日(月)～令和6年4月30日(火) 必着

(2) 提出書類

①奨学生願書 (様式第1号) <健康状況の証明(医師または学校長)を含みます。>

※健康状況の欄は、医師または学校長が証明する健康診断書を別に添付しても可。

②卒業校(または在学)の成績証明書 (開封されたものは不可)

※直近1年分のもの

③申請者の世帯全員の所得証明書 (収入と所得がわかるもの)

(3) 提出場所

玉野市教育委員会社会教育課へ持参または郵送してください。

※持参する場合は、土日祝日を除く日の8:30～17:15までに持参してください。

7 選考

奨学生選考委員会に諮り、教育委員会の決議を経て6月下旬までに採否を決定します。

採否の結果は、申請者の保護者の住所に申請者の名前あて送付いたします。

8 採用～貸付

(1) 説明会への参加

採用決定の際、ご案内します。ご参加ください。

(2) 提出書類

①誓約書 (奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名が記入、押印)

②印鑑証明書 (奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名のもの)

③在学証明書

④請求書

(3) 貸付

5月(4～6月分)、8月(7～9月分)、11月(10～12月分)、2月(1～3月分)に口座に振り込みます。(初年度は、8月に4～9月分を振り込みます。)

9 返還

学校卒業後、6か月を経過した月から返還が始まります。

(1) 提出書類

- ①奨学金借用証書 (奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名が記入、押印)
- ②印鑑証明書 (奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名のもの)

(2) 返還の期間と方法

10年以内に、月賦または半年賦で、返還していただきます。原則、口座引落としです。

例) 月賦：3月に卒業した場合、10月から毎月返還

半年賦：3月に卒業した場合、毎年6月と12月に返還

10 その他

(1) 直ちに届出を！

以下の場合には直ちにご連絡ください。

- ①休学、復学、転学、退学、留年したとき
- ②奨学生本人及び連帯保証人、保証人の氏名、住所、連絡先、職業その他重要な事項に異動があったとき

(2) 貸付の停止

以下の場合には、貸付を停止します。

- ①奨学生本人が死亡したとき
- ②疾病、退学その他の理由により、生業の見込みがないとき
- ③学業または品行が不良なとき
- ④経済事情の好転により貸付を必要がなくなったとき

※①のときは、事情により現に受けた資金の返還額を減免することができます。

※②～④のときは即時返還となります。

(3) 返還の延期

上級の学校に進学したとき、または特別の事情により一時返還の能力を失うにいたったときは、返還を延期することができます。

【申請先・お問い合わせ先】

〒706-8510

玉野市宇野1-27-1

玉野市教育委員会社会教育課 (玉野市役所3階)

TEL : (0863) 32-5577